

令和 8 年度

第 1 回中野市男女共同参画審議会資料

**令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 2 時
中野市人権センター**

令和８年度中野市男女共同参画審議会委員名簿

(令和８年４月27日現在)

選出分野・団体		推薦団体	氏 名	備 考
1	教育分野	中野市校長会	大塚 秀樹	任期 令和７年５月１日～ 令和９年４月30日
2	地域団体代表	中野市区長会	丸山 隆久	任期 令和８年４月13日～ 令和９年４月30日
3	生涯学習分野	中野市社会教育委員	鈴木 大三	任期 令和７年５月26日～ 令和９年４月30日
4	人権分野	飯山人権擁護委員協 議会中野部会	阿部 ひろ美	任期 令和７年５月１日～ 令和９年４月30日
5	福祉分野	中野市民生児童委員 協議会	鈴木 みどり	任期 令和８年１月８日～ 令和９年４月30日
6	事業者代表	信州中野商工会議所	関 ふじ子	任期 令和７年５月１日～ 令和９年４月30日
7	農村女性代表	中野市農村女性活動 推進委員会	割田 文子	任期 令和８年４月27日～ 令和９年４月30日
8	市民活動団体	ふるさと虹の会	伝田 和子	任期 令和７年５月１日～ 令和９年４月30日
9	子育て世代	中野市ＰＴＡ連合会	湯出川 恵里子	任期 令和７年５月１日～ 令和９年４月30日

令和7年度男女共同参画推進事業実施状況について

(令和8年3月31日現在)

項 目	内 容
男女共同参画審議会	- 第1回審議会 令和7年7月3日(木) 午後1時55分～2時37分 審議会委員 出席7人 欠席2人 - 第2回審議会 令和8年2月20日(金) 午後2時30分～3時20分 審議会委員 出席7人 欠席2人
女性に対する暴力をなくす運動の啓発 ・パープルライトアップの実施 ・パープルリボンの配布	- 女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせ、人権センターのライトアップを実施した。 実施期間 11月12日(水)～11月25日(火) 17時～21時 - 子どもの虐待防止の啓発と併せて、女性に対する暴力をなくす運動を啓発するため、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンを配布した。 配布場所 本庁舎、図書館、人権センター(中野・豊田) 配布期間 11月12日(水)～11月25日(火) 配布した数 100個
第4次男女共同参画計画の推進	出前講座において、ダイジェスト版を配布し、第4次男女共同参画計画の啓発を行った。
事業実績及び事業計画の調査	4月実施
女性の公職参画状況調査及び推進	- R7.4.1現在…30.8% 県へ報告 - 審議会等の委員の改選時に所管課長あてに文書で女性の登用を依頼した。
啓発広報紙発行	「交差点」全戸配布年3回発行 各16,450部 6月75号 男女共同参画週間、あいとぴあフォーラム、育児休業制度 ほか 11月76号 女性に対する暴力をなくす運動、モラルハラスメント ほか 3月77号 男女共同参画に関する意識調査 ほか
男女共同参画推進出前講座	男女共同参画社会づくりの推進のため、地域や団体の集まりに出向いて講座及び講演会を開催した。 実施 14回 306人
男女共同参画セミナー	男女共同参画社会の実現に向けて、様々なテーマでセミナーを開催し、学習の機会を提供した。 - 第1回 6月28日(土) 13:30～15:33 参加者 3人 演題 長野県男女共同参画センター“あいとぴあ”フォーラム (うち女性3人) ～地域でジェンダー平等を実現していくには～ ※サテライト会場 講師 ジャーナリスト 浜田敬子さん - 第2回 7月31日(木) 13:30～15:00 参加者 9人 演題 女性活躍推進講座 (うち女性8人) ～多様で柔軟な働き方セミナー～ 講師 アンテナ株式会社 代表取締役 吉井豊さん - 第3回 9月25日(木) 13:30～15:00 参加者 17人 演題 清泉大学出張講座 (うち女性15人) ～笑顔で築く信頼関係～ 講師 清泉大学短期大学部 こども学科 教授 塚原成幸さん - 第4回 11月26日(水) 13:30～14:55 参加者 16人 演題 信州大学出前講座 (うち女性14人) ～子どもとのコミュニケーションを考える～ 講師 信州大学 教育学系 教授 上村恵津子さん - 第5回 3月20日(金・祝) 13:30～15:00 参加者 16人 演題 自分らしく幸せに生きるために (うち女性14人) ～ジェンダー平等の実現をめざして～ 講師 一般社団法人GENCOURAGE 代表理事 櫻井彩乃さん 合計 61人 (うち女性54人)
団体支援	ふるさと虹の会を支援(情報誌の送付)
男女共同参画に関する意識調査	- 男女共同参画に関する市民意識調査 令和7年5月22日～6月6日 対象:18歳以上の市民2,000人(回答率35.1%) - 男女共同参画に関する区(自治会)の意識調査 令和7年8月22日～9月22日 対象:市内76区(回答率84.2%)

令和8年4月1日現在 女性の公職参画状況調査

【地方自治法第180条の5に規定されている委員会等の委員】

No.	審議会等名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等	任期	所管
1	中野市教育委員会	4	2	50.0	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	委員別	学教
2	中野市選挙管理委員会	4	0	0.0	地方自治法	R11.6.22	選管
3	中野市監査委員	2	0	0.0	地方自治法	委員別	監査
4	中野市固定資産評価審査委員会	3	0	0.0	地方税法	R8.5.10	固定
5	中野市農業委員会（農業委員）	20	5	25.0	農業委員会等に関する法律	R9.3.31	農委
6	中野市農業委員会（農地利用最適化推進委員）	17	0	0.0	農業委員会等に関する法律	R9.3.31	農委
	① 小 計	50	7	14.0	2/6		

【地方自治法第202条の3により設置されている審議会等の委員】

No.	審議会等名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等	任期	所管
1	中野市防災会議	36	2	5.6	災害対策基本法 中野市防災会議条例	規定なし (8号委員のみ 1又は2年)	危機
2	中野市民生委員推薦会	6	1	16.7	民生委員法	R10.7.31	福祉
3	中野市国民健康保険事業の運営に関する協議会	16	6	37.5	国民健康保険法 中野市国民健康保険条例	R10.8.14	市民
4	中野市水防協議会	11	2	18.2	水防法 中野市水防協議会条例	R10.3.31	消防
5	中野市環境審議会	14	4	28.6	中野市環境審議会条例	R9.6.2	生環
6	中野市公民館運営審議会	12	4	33.3	社会教育法 中野市公民館条例	R9.6.30	公民
7	中野市社会教育委員	10	4	40.0	社会教育法 中野市社会教育委員条例	R9.4.30	生涯
8	中野市立図書館協議会	10	5	50.0	図書館法 中野市立図書館条例	R9.6.30	図書
9	中野市文化財保護審議会	5	0	0.0	中野市文化財保護条例	R9.4.30	生涯
10	中野市博物館協議会	9	3	33.3	博物館法 中野市立博物館条例	R8.5.31	博物
11	中野市都市計画審議会	15	6	40.0	都市計画法 中野市都市計画審議会条例	R8.8.16	都市
12	中野市国民保護協議会	34	1	2.9	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 中野市国民保護協議会条例	R9.3.31	危機
13	中野市子ども・子育て会議	25	14	56.0	子ども・子育て支援法 中野市子ども・子育て会議条例	R8.6.30	子育
	② 小 計	203	52	25.6	12/13		

【地方自治法第202条の3により設置されている上記以外の審議会等の委員】

No.	審議会等名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等	任期	所管
1	行政相談委員	3	1	33.3	行政相談委員法	R9.3.31	庶務
2	中野市情報公開等審査会	5	2	40.0	中野市情報公開・個人情報保護審査会条例	R9.3.31	庶務
3	中野市特別職報酬等審議会	0	0	0.0	中野市特別職報酬等審議会条例	R8.1.31	庶務

4	中野市行政不服審査会	5	2	40.0	行政不服審査法 中野市行政不服審査会条例	R10.3.31	庶務
5	中野市財産区管理会	7	0	0.0	地方自治法 中野市中野財産区管理会条例	R9.9.25	企財
6	中野市行政改革推進委員会	13	3	23.1	中野市行政改革推進委員会条例	R8.10.29	企財
7	中野市総合計画審議会	19	6	31.6	中野市総合計画審議会条例	R9.1.13	企財
8	中野市社会就労センター運営委員会	5	1	20.0	中野市社会就労センター条例	R9.3.31	社会就労
9	中野市少年育成センター運営協議会	0	0	0.0	中野市少年育成センター条例	任命なし	子育
10	中野市少年育成委員	75	20	26.7	中野市少年育成センター条例	R9.3.31	子育
11	中野市保育所等運営審議会	8	2	25.0	中野市保育所等運営審議会条例	R9.4.1	保育
12	中野市交通安全推進協議会	30	0	0.0	中野市交通安全条例 中野市交通安全推進協議会規則	規定なし	生環
13	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護審議会	14	2	14.3	中野市におけるあらゆる差別撤廃及び人権擁護に関する条例	R8.6.30	人権男女
14	中野市男女共同参画審議会	9	6	66.7	中野市男女共同参画推進条例	R9.4.30	人権男女
15	中野市観光振興審議会	0	0	0.0	中野市観光振興審議会条例		商観
16	中野市水道事業運営審議会	10	2	20.0	中野市水道事業運営審議会条例	R8.5.27	水道
17	中野市賞じゅつ金等審議会	4	1	25.0	中野市消防等賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例	R10.3.31	消防
18	中野市教育支援委員会	10	4	40.0	中野市教育支援委員会条例	R9.4.30	学教
19	中野市学校給食センター運営委員会	12	10	83.3	中野市学校給食センター運営委員会条例	R9.7.31	給食
	③ 小 計	229	62	27.1	14/19		

【その他法律により設置されている委員】

No.	審議会等名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等	任期	所管
1	中野市民生児童委員協議会	112	57	50.9	民生委員法	R10.11.30	福祉
2	人権擁護委員	9	6	66.7	人権擁護委員法	委員別	人権男女
	④ 小 計	121	63	52.1	2/2		

【その他の市の規則・要綱等により設置されている審議会等の委員】

No.	審議会等名称	総委員数	女性委員	割合(%)	根拠法等	任期	所管
1	中野市健康づくり推進協議会	15	6	40.0	中野市健康づくり推進協議会設置要綱	R9.3.31	健康
2	中野市介護保険事業運営協議会	16	5	31.3	中野市介護保険事業運営協議会設置要綱	R9.12.20	高齢
3	中野市美術品取得選定評価委員会	5	2	40.0	中野市美術品取得選定評価委員会設置要綱	R9.9.30	文庫
4	中野市スポーツ推進委員会	22	8	36.4	スポーツ基本法 中野市スポーツ推進委員規則	R9.3.31	文庫
5	中野市人権センター運営委員	11	2	18.2	中野市人権センター運営要綱	R8.6.30	人権
6	中野市農業振興地域整備計画管理委員会	18	0	0.0	中野市農業振興地域整備計画管理委員会設置要綱	R8.9.26	農振
7	中野市空家等対策協議会	12	2	16.7	空家等対策の推進に関する特別措置法 中野市空家等対策協議会設置要綱	R9.8.23	都市
8	中野市生涯学習推進会議	18	5	27.8	中野市生涯学習推進会議設置要綱	R9.5.31	生涯
9	中野市十三崖のチョウゲンボウ繁殖地保全整備事業検討委員会	7	0	0.0	中野市十三崖のチョウゲンボウ繁殖地保全整備事業検討委員会設置要綱	R11.2.1	生涯

10	中野市子ども読書活動推進連絡会議	14	9	64.3	中野市子ども読書活動推進連絡会議設置要綱	R9.4.30	生涯
11	中野市立図書館図書選定委員会	5	3	60.0	中野市立図書館規則	R8.10.31	図書
12	選挙管理委員 補充員	4	1	25.0	地方自治法	R7.6.22	選管
	⑤ 小 計	147	43	29.3	10/12		
	①～⑤ 合 計	750	227	30.3	40/52		

長野県19市の審議会等における女性の登用状況

(令和6年4月1日現在)

市 名	審議会等委員の目標							19 市の 順位
	目標 値 (%)	目標 年度	審議会 等 等数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 を 含 む 委員 数	女性 比率 (%)	
長野市	40	令和8年度	57	51	652	251	38.5	4
松本市	40	令和8年度	113	98	2,679	941	35.1	8
上田市	40	令和7年度	61	59	796	299	37.6	5
岡谷市	40	令和5年度	40	38	704	248	35.2	7
飯田市	33	令和9年度	87	73	1,695	522	30.8	13
諏訪市	40	令和9年度	67	59	1,295	482	37.2	6
須坂市	45	令和9年度	57	47	996	336	33.7	9
小諸市	45	期限なし	53	49	892	345	38.7	2
伊那市	30	令和8年度	79	69	1,234	348	28.2	14
駒ヶ根市	40	令和8年度	50	40	1,043	293	28.1	16
中野市	35	令和8年度	53	47	762	239	31.4	12
大町市	40	令和9年度	50	38	529	139	26.3	17
飯山市	35	令和6年度	26	25	285	110	38.6	3
茅野市	35	令和10年度	45	38	688	194	28.2	15
塩尻市	40以上 60未満	令和14年度	12	12	173	37	21.4	19
佐久市	50	令和8年度	43	43	630	248	39.4	1
千曲市	40	令和7年度	51	49	648	214	33.0	10
東御市	40	令和8年度	36	32	407	132	32.4	11
安曇野市	35	令和9年度	76	63	1,246	327	26.2	18

R5	R4	R3	R2
3	4	2	2
7	7	6	5
4	3	3	1
6	8	7	6
12	11	10	10
5	6	5	9
8	5	4	4
1	1	1	3
17	13	14	13
14	15	11	11
11	9	9	8
16	16	15	18
13	18	17	16
15	14	13	17
19	19	18	15
2	2	15	19
10	12	12	14
9	9	8	7
18	17	19	12

R7年度男女共同参画セミナー開催一覧

セミナー名	講師名	日付	参加人数	託児
地域でジェンダー平等を実現していくには	ジャーナリスト／浜田 敬子 さん	R7.6.28	6	
女性活躍推進講座 ～多様で柔軟な働き方セミナー～	アンテナ株式会社 代表取締役 吉井 豊 さん 同在宅ワーカー(朝生さん、 竹田さん、菅原さん)フリーランス 西 澤 友香 さん	R7.7.31	18	
清泉大学出張講座「笑顔で築く信頼関係」 ～ユーモアコミュニケーションのすすめ～	清泉大学短期大学部 こども学科 教授 塚原 成幸 さん	R7.9.25	21	
信州大学出前講座 子どもとのコミュニケーションを考える	信州大学 教育学系 教授 上村 恵津子 さん	R7.11.26	20	1
「自分らしく幸せに生きるために」 ～ジェンダー平等の実現をめざして～	一般社団法人GENCOURAGE 代表理事 櫻井 彩乃 さん	R8.3.20	21	
計		5	86	

令和7年度中野市男女共同参画出前講座

実施団体	日付	参加人数	内容
中野平中学校	R7.6.10	11	ジェンダー平等について
東吉田	R7.6.15	39	中野市男女共同参画社会づくりについて
笠倉	R7.6.22	20	中野市男女共同参画社会づくりについて
東山	R7.6.27	24	中野市男女共同参画社会づくりについて
日和	R7.7.20	24	中野市男女共同参画社会づくりについて
栗和田	R7.8.31	20	ジェンダー平等に向けた日本の課題
人権センター使用者	R7.9.1	17	ジェンダー平等に向けた日本の課題
	R7.9.1	7	ジェンダー平等に向けた日本の課題
替佐	R7.9.27	34	中野市男女共同参画社会づくりについて
東笠原	R7.10.21	16	中野市男女共同参画社会づくりについて
田麦	R7.10.29	13	中野市男女共同参画社会づくりについて
新野	R7.11.9	20	中野市男女共同参画社会づくりについて
間山	R7.11.15	22	中野市男女共同参画社会づくりについて
加須市大利根男女共同参画連絡協議会	R7.11.18	39	男女共同参画に関する交流会
計	14	306	

令和８年度事業計画について

- ① 第４次中野市男女共同参画計画に基づく事業の推進
- ② 男女共同参画社会の形成に関する令和７年度事業実績及び令和８年度事業計画の調査
- ③ 審議会等における女性の登用状況の調査（４月１日現在）
- ④ 啓発広報紙「交差点」の発行（６・１１・３月）
- ⑤ 男女共同参画セミナーの開催
- ⑥ 男女共同参画推進出前講座の開催
- ⑦ 女性に対する暴力をなくす運動（パープルライトアップ、パープルリボンの配布）
- ⑧ 国県等主催の事業への参加
- ⑨ 市民団体の支援
- ⑩ 第５次中野市男女共同参画計画の策定、啓発推進

第5次中野市男女共同参画計画 骨子案

1 計画策定の趣旨

市では、平成18年度（2006年度）に制定した「中野市男女共同参画推進条例（以下、「条例」という。）に基づき、中野市男女共同参画計画「共にいきいきなかのプラン21」を策定し、その後も、5年ごとに計画の見直しを行い、現在は第4次計画のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進しています。

しかしながら、依然として性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会慣行が根強く残っていること、政策・方針決定の場への女性の参画が十分に進んでいないこと、配偶者等からの暴力や各種ハラスメントへの対策など、男女共同参画社会の実現には多くの課題があります。

そこで、現計画の達成状況や市民意識調査の結果、社会情勢の変化等を踏まえ、国や県の動向を勘案し、今後5年間の市の男女共同参画の推進に関する目標と施策の方向性を明らかにするため、第5次中野市男女共同参画計画「なかのローズプラン2027（仮称）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び条例第10条第1項の規定により市長が定める男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を総合的かつ計画的に実現するための基本的な計画です。

本計画の一部は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第6条第2項の規定による本市の推進計画、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」という。）第2条の3第3項の規定による本市の基本計画及び困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（以下、「女性支援新法」という。）第8条第3項の規定による本市の基本計画でもあります。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「第6次長野県男女共同参画計画」及び本市の第4次中野市総合計画をはじめとする各種計画との整合を図った計画です。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの5年間です。

なお、今後の社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画を見直します。

4 基本理念

本計画では、条例第3条に定める基本理念に基づき、すべての市民が性別にかかわらず互いの生き方を尊重し合い、個性豊かに生きることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

＜男女共同参画社会づくりに関する基本理念＞

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) あらゆる暴力の根絶
- (6) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (7) 国際社会における取組への配慮

5 基本目標

本計画では、条例に定める基本理念のほか、女性活躍推進法、DV防止法、女性支援新法に基づく国の基本方針及び県の計画を勘案し、以下の3つの基本目標を掲げて男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

また、本計画の推進に当たっては、持続可能な開発目標（SDGs）※のジェンダー平等の推進を基本的な視点として取り組みます。

基本目標1 人権尊重と男女共同参画のための意識づくり

人権尊重と男女共同参画を推進するため、固定的な性別役割分担意識の解消やジェンダー平等意識の定着、多様な性のあり方への理解の促進、多文化共生社会の実現などの課題解決に向けたあらゆる世代への教育・啓発の取組を進めます。

基本目標2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

職場、家庭、地域などのあらゆる分野で誰もが活躍できる環境をつくるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進や政策等の立案・決定への女性の参画拡大など市民、事業者に対する啓発・学習機会の提供を進めます。

基本目標3 誰もが健康で安心して生活できる社会づくり

生涯を通じて健康で安心して生活を送れる社会にするため、ライフステージに応じた健康づくりの推進、DVや性暴力、各種ハラスメントの防止、困難な状況に置かれている家庭への支援など関係機関と連携した啓発・支援を進めます。

※持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月に国連で採択された17の国際目標で、2030年までに持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。

目標5「ジェンダー平等」は、すべての目標達成に必要な条件とされています。

6 計画の体系

基本目標	取り組むべき課題	課題解決のための施策
基本目標 1 人権尊重と男女 共同参画のため の意識づくり	(1) 男女共同参画に向けた 意識改革	① 人権教育・啓発の推進 ② 男女共同参画に関する啓発の推進 ③ 庁内における推進体制の強化
	(2) 男女共同参画に関する 教育の推進	① 幼少期からの男女平等教育の充実 ② 生涯を通じた多様な学習機会の充実 ③ メディアリテラシーの向上
	(3) 多文化共生の推進	① 異文化理解と交流の推進 ② 外国人が暮らしやすい環境の整備 ③ 国際的潮流を受けた取組の推進
基本目標 2 誰もがあらゆる 分野で活躍でき る環境づくり	(1) 職業生活における男女 共同参画の推進 【女性活躍推進法】	① ワーク・ライフ・バランスの推進 ② 女性の就業・職域拡大・起業支援 ③ 子育て支援の充実
	(2) 地域活動における男女 共同参画の推進	① 固定的な性別役割分担意識の解消 ② 自主的な社会参加への支援 ③ 防災分野における女性の参画促進
	(3) 意思決定過程への女性 の参画推進	① 審議会等への女性の参画促進 ② 女性リーダーの育成 ③ 事業者・各種団体への啓発
基本目標 3 誰もが健康で安 心して生活でき る社会づくり	(1) 生涯を通じた健康づく りの推進	① 性と生殖に関する健康と権利の啓 発 ② 健康長寿のまちづくり ③ 高齢者福祉・障がい者福祉の充実
	(2) あらゆる暴力の根絶 【DV防止法】	① DV、性暴力、ハラスメントの防止 ② 被害者支援・相談体制の充実 ③ 関係機関との連携強化

	(3) 困難を抱える人への支援 【女性支援新法】	① 困難を抱える女性への支援 ② ひとり親家庭への支援 ③ 犯罪被害者等への支援
--	-----------------------------	--

7 基本目標ごとの課題の整理

基本目標1 人権尊重と男女共同参画のための意識づくり

(1) 男女共同参画に向けた意識改革

① 人権教育・啓発の推進

令和7年度に区・分館で実施した人権教育懇談会のアンケートにおいて、「中野市は人権が尊重される市になっていると思う人の割合」は増加した（R4：31.2%⇒R7：39.4%）ものの、「どちらとも言えないと回答した人の割合」は47.7%となっており、約半数の人は人権について知識不足、無関心、判断の保留等があると考えられます。

② 男女共同参画に関する啓発の推進

令和7年度に実施した市民意識調査において、「社会全体が男女平等であると思う人の割合」は22.1%に留まっており、依然として男女間格差が存在することが原因と考えられます。

③ 庁内における推進体制の強化

女性活躍推進法に基づく中野市特定事業主行動計画において、市における管理職に占める女性の割合は減少傾向にあり（R2：10.5%⇒R7：2.9%）、将来の管理職候補となる係長相当職は伸び悩み（R2：53.0%⇒R7：47.9%）が見られます。

(2) 男女共同参画に関する教育の推進

① 幼少期からの男女平等教育の充実

固定的な性別役割分担意識が依然として根強く残っていることや価値観・ライフスタイルの多様化が進んでいることから、子どもの発達段階に応じた人権教育や男女平等意識の定着、多様な性のあり方を尊重する教育を進める必要があります。

② 生涯を通じた多様な学習機会の充実

固定的な性別役割分担意識や性差による人生観・アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）を解消し、誰もが自分の意思で働き方、学び方、生き方を選択できるよう、生涯にわたる教育・学習機会の充実を図る必要があります。

③ メディアリテラシーの向上

インターネット上の有害情報や誹謗中傷等のリスクを認識するとともに、インターネットを安全かつ有意義に活用できるよう、情報モラル教育やいじめ防止教育を進める必要があります。

(3) 多文化共生の推進

① 異文化理解と交流の推進

外国人市民の増加（R2：人⇒R7：人）に伴い、お互いの国籍や文化等の違いを認

め合い、尊重する異文化理解と多文化共生意識を醸成するため、情報発信や啓発活動、異文化交流を進める必要があります。

② 外国人が暮らしやすい環境の整備

外国人市民が地域社会で孤立することなく、安心して暮らすことができるため、行政サービス、生活ルール等についてやさしい日本語・多言語で情報提供するとともに、日本語や文化・習慣の違いを学ぶ機会の提供に努める必要があります。

③ 国際的潮流を受けた取組の推進

SDG sをはじめとする国際的潮流を受けて、政治、経済、文化などあらゆる分野において国際的視野を持った人材を育成するとともに、国際理解と国際協力の意識を高める必要があります。

基本目標 2 誰もがあらゆる分野で活躍できる環境づくり

(1) 職業生活における男女共同参画の推進【女性活躍推進法】

① ワーク・ライフ・バランスの推進

令和 7 年度の市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認識度は「言葉も内容も知っている」と回答した人の割合が増加して（R2：25.7%⇒R7：33.4%）いますが、「知らない」と回答した人の割合が 30.1%であり、引き続き広報・啓発に取り組む必要があります。

② 女性の就業・職域拡大・起業支援

テレワークなど柔軟で多様な働き方が広がっていることから、女性の経済的自立や就業環境の改善を支援するため、職業訓練等の機会の提供や起業（創業）に向けた情報提供や相談支援を進める必要があります。

③ 子育て支援の充実

男女が共に安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を促進するため、保育サービスや育児相談、経済的負担の軽減など子育て支援の充実を図るとともに、育児休業取得促進のための制度の普及啓発を進める必要があります。

(2) 地域活動における男女共同参画の推進

① 固定的な性別役割分担意識の解消

令和 7 年度に実施した市民意識調査において、「性別によって役割を固定する考えに反対と考える人の割合」は増加した（R2：71.6%⇒R7：78.9%）ものの、「地域活動の場で男女平等であると思う人の割合」は減少して（R2：28.3%⇒R7：20.8%）しており、依然として男女間格差が存在することが原因と考えられます。

② 自主的な社会参加への支援

自治会長（区長）に占める女性の割合が低い（R2：1.3%⇒R7：2.6%）ように、地域活動への女性の参画が進んでいないため、男女が共に女性役員の登用やボランティア活動に自主的、積極的に取り組むよう支援する必要があります。

③ 防災分野における女性の参画促進

防災・災害対応・復興に当たっては、性別をはじめあらゆる被災者の多様なニーズに対応するため、平常時から男女共同参画の視点を取り入れる重要性について普及啓発を行う必要があります。

(3) 意思決定過程への女性の参画推進

① 審議会等への女性の参画促進

市の審議会等委員に占める女性の割合は横ばい傾向にあり（R2：31.2%⇒R7：30.8%）、目標値 35%を達成できていません。国、県の目標である 40～60%を念頭に、審議会等への女性委員登用に向けた働きかけを継続する必要があります。

② 女性リーダーの育成

女性登用の推進には、リーダーとなる女性人材の育成が不可欠であることから、女性のキャリアアップや能力開発に向けた学習機会の充実を図るとともに、幅広い分野で制度や仕組みに意見を反映できる人材を育成していく必要があります。

③ 事業者・各種団体への啓発

事業者・各種団体の役員・管理職の男女比率の改善し、政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、女性活躍に向けた取組事例の情報提供を行うなど事業者・各種団体の実情に応じた主体的な取組を促進する必要があります。

基本目標 3 誰もが健康で安心して生活できる社会づくり

(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

① 性と生殖に関する健康と権利の啓発

女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など年代によって大きく変化することから、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」に対する理解が深まるよう、情報提供や啓発に努める必要があります。

② 健康長寿のまちづくり

男女共に生涯を通じて安心して暮らせる「健康寿命」の延伸のため、生活習慣病の予防に取り組むとともに、男女で異なる健康課題やライフステージに応じた健康づくりを支援する必要があります。

③ 高齢者福祉・障がい者福祉の充実

高齢者人口の増加が続くことが見込まれることから、高齢者が希望を持って自分らしく暮らし続けられるよう、交流や福祉サービスの充実を図る必要があります。

また、障害者差別解消法を踏まえて、障がい者が安心して生活ができ、持てる力を発揮できるよう、交流や福祉サービスの充実を図る必要があります。

(2) あらゆる暴力の根絶【DV防止法】

① DV、性暴力、ハラスメントの防止

DVや性暴力、各種ハラスメントは、誰でも加害者にも被害者にもなり得ることか

ら、これらを生み出さない、容認しない社会づくりのための教育や広報・啓発活動を推進する必要があります。

② 被害者支援・相談体制の充実

暴力は被害者の心身を深く傷つけ、その後の人生に深刻な影響を及ぼすため、相談窓口の周知や相談員の資質向上に努めることにより、相談者への支援体制の充実を図る必要があります。

③ 関係機関との連携強化

被害者の心身の回復と社会的な再出発を支える支援体制を充実させるため、市の窓口の役割を整理し、窓口同士の連携を図るとともに、県や他市町村をはじめ民間を含めた支援機関同士の情報共有や連携強化を図る必要があります。

(3) 困難を抱える人への支援【女性支援新法】

① 困難を抱える女性への支援

女性をめぐる課題は、性暴力被害や生活困窮など複雑化・多様化・複合化していることから、困難を抱える女性に寄り添った相談支援や福祉的な支援のほか、経済的自立に向けた支援を充実させる必要があります。

② ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の親子が安心して生活ができるために、親に対する就労支援、子どもに対する学習支援、居場所づくりなど、自立に向けた生活・学習支援や相談支援を推進する必要があります。

③ 犯罪被害者等への支援

犯罪被害者等に対しては、多岐にわたるニーズに対応し、必要な支援を適時適切に提供するため、県の犯罪被害者等支援コーディネーターと連携するとともに、市の機関内ワンストップサービス体制が構築・運用される必要があります。

8 第5次計画の指標及び目標値（案）

(1) 第4次計画から継続して設定する指標

第4次計画の目標値として設定されている指標（①～⑥）と第5次計画との関連を整理したものです。

- ・指標の欄は、下段に出典統計を記載してあります。
- ・第5次計画の欄は、上段に目標値、下段に計画の体系の番号を記載しています。
- ・下線は、前回の計画の目標値から変更のあった数値です。

	指標	第4次計画 現状値 (R7)	第4次計画 目標値 (R8)	第5次計画 目標値 (R12)
①	社会全体が男女平等であると思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	22.1%	50.0%	50.0% 1-(1)-②

②	男女共同参画に対する認識度※ ¹ (男女共同参画に関する市民意識調査)	13.0%	50.0%	50.0% 1-(1)-②
③	ワーク・ライフ・バランスの認識度 (男女共同参画に関する市民意識調査)	33.4%	50.0%	50.0% 2-(1)-①
④	性別によって役割を固定する考えに反対 と考える人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	78.9%	80.0%	80.0% 2-(2)-①
⑤	市の審議会等委員における女性委員の割合 (公職参画状況調査)	30.8%	35.0%	40.0% 2-(3)-①
⑥	DVが人権侵害にあたると思う人の割合 (男女共同参画に関する市民意識調査)	71.6%	80.0%	80.0% 3-(2)-①

※1 市民意識調査では、「男女共同参画社会基本法に対する認識度」を質問したため、
次回の調査(R12)では「男女共同参画に対する認識度」に変更する予定です。

(2) 第5次計画で新たに追加する指標(案)

国、県、市等の各計画を参考に、新たに追加した指標を⑦以降に記載してあります。

- ・指標の欄は、下段に出典統計を記載してあります。
- ・現状値、目標値の時点が異なる場合は、それぞれ下段に記載してあります。

	指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)	計画の体系
⑦	LGBTQ(性的少数者)の認識度 (男女共同参画に関する市民意識調査)	48.6%	80.0%	1-(2)-①
⑧	ダイバーシティ(多様性)の認識度 (男女共同参画に関する市民意識調査)	13.0%	50.0%	1-(3)-③

★ 今後この骨子案を基に、庁内関係各課の取組・目標値の取りまとめを行いますが、第5次計画に掲げる指標として落とすべき指標、追加すべき指標等がありましたら、ご意見をいただきたいと思います。

第5次中野市男女共同参画計画 策定スケジュール（予定）

日付	作業計画	備考
令和7年度		
7.5.22～7.6.6	市民意識調査	対象者：2,000人 ・企画財政課で実施の市民満足度調査と共に業務委託
7.6.9	市民意識調査の回収、解析	
7.7.3	第1回中野市男女共同参画審議会の開催	・市民意識調査について
7.9.22	市民満足度調査を公式ホームページで公開	
8.2.20	第2回中野市男女共同参画審議会の開催	・第5次中野市男女共同参画計画（以下計画）策定について ・意識調査の結果について
令和8年度		
8.5.14	総合調整会議での案件	・計画策定について（スケジュール）
8.7.23	第1回中野市男女共同参画推進本部委員会の開催	・計画の骨子案の検討 ・国「第6次男女共同参画計画」、県「第6次長野県男女共同参画計画」を勘案し作成
8.7.27	第1回中野市男女共同参画審議会の開催	・計画の骨子案の検討
8.8月～9月	第1回中野市男女共同参画推進本部幹事会の書面会議の開催	・計画の骨子案を各事業担当課長において事業及び内容見直し（評価シートの作成依頼）
8.9月～	事務局で評価シートの内容確認	・計画（素案）の作成
8.10月頃	第2回中野市男女共同参画推進本部委員会の開催	・計画（素案）の検討
8.11月頃	第2回中野市男女共同参画審議会の開催	・計画（案）の作成
8.12月～9.1月	パブリックコメント	
9.1月頃	事務局でパブリックコメントの内容確認	
9.1月頃	第2回中野市男女共同参画推進本部幹事会の書面会議の開催	・計画（案）の検討
9.1月頃	第3回中野市男女共同参画推進本部委員会の開催	・中野市男女共同参画審議会への計画（案）の諮問
9.2月上旬	第3回中野市男女共同参画審議会の開催	・中野市への計画（案）の答申の作成
9.2月下旬	中野市男女共同参画審議会会長	・市長へ答申
9.3月	第5次中野市男女共同参画計画の策定	
9.3月	公表	
9.4月	公式ホームページ	第5次中野市男女共同参画計画策定とパブリックコメントの結果について
9.5月	広報なかの5月号 記事	第5次中野市男女共同参画計画策定とパブリックコメントの結果について
9.6月	広報なかの6月号啓発広報紙「交差点」発行	第5次中野市男女共同参画計画策定、概要説明